

第三者認証取得推奨給付金 Q&A

(令和4年2月1日 時点)

1 対象要件について

- Q1-1 対象要件とは？
- Q1-2 申請者は誰になるか？
- Q1-3 複数の店舗を経営している場合は、複数の店舗が対象となるか？
- Q1-4 登記（法人の場合）が市外で、店舗が市内の場合対象になるか？
- Q1-5 居住地（個人事業主の場合）が市外で、苫小牧市内に店舗があるが、対象になるか？
- Q1-6 登記（法人の場合）、居住地（個人事業主の場合）が苫小牧市で、店舗は市外だが、対象になるか？
- Q1-7 飲食業の他に小売業の店舗も営んでいるが、どのような判断になるか？
- Q1-8 NPO法人、医療法人、学校法人でも対象となるのか？
- Q1-9 対象とならない事業者はいるのか？
- Q1-10 大企業が経営する店舗や全国チェーン店の店舗でも対象になるのか？
- Q1-11 飲食店以外（小売業、宿泊業等）は対象外なのか？
- Q1-12 つい数か月前に開店（創業）したばかりだが、給付金の対象になるのか？
- Q1-13 売上減少は関係ないのか？
- Q1-14 すでに認証を取得しているが対象になるのか？

2 北海道の第三者認証制度について

- Q2-1 北海道の第三者認証を取得するには、どのような手続きが必要か？
- Q2-2 第三者認証の取得まで、どのくらい時間がかかるのか？
- Q2-3 ホテル内の飲食店や社員食堂は認証を取得できるか？
- Q2-4 こども食堂は認証を取得できるか？
- Q2-5 フードコート内の飲食店は認証を取得できるか？

3 提出書類の内容について

- Q3-1 飲食店営業許可書は必要か？
- Q3-2 法人事業主に全部事項証明書や確定申告の写し等の確認書類は必要か？
- Q3-3 過去に市の補助金を申請しているが、省略できる書類はあるか？

4 申請について

- Q4-1 申請にはどのような書類が必要か？
- Q4-2 申請期間はいつまでか？
- Q4-3 電子申請は可能か？
- Q4-4 入金まではどの程度かかるか？

1 対象要件について

Q1-1 対象要件とは？

A 下記全てを満たす店舗となります。

- ①苫小牧市内で飲食店営業許可を受けている店舗
- ②北海道の第三者認証制度の認証を取得している店舗

Q1-2 申請者は誰になるか？

A 対象要件を満たす店舗を経営する事業者が申請者となります。

Q1-3 複数の店舗を経営している場合は、複数の店舗が対象となるか？

A 対象となります。北海道の第三者認証制度の認証を取得した店舗の経営者が同一の場合、各店舗の認証書の写しを用意していただき、複数店舗分をまとめて申請することができます。

Q1-4 登記（法人の場合）が市外で、店舗が市内の場合対象になるか？

A 要件を満たす店舗を経営していれば、法人事業者の登記住所に関係なく申請が可能です。

Q1-5 居住地（個人事業主の場合）が市外で、苫小牧市内に店舗があるが、対象になるか？

A 要件を満たす店舗を経営していれば、個人事業主の住所に関係なく申請が可能です。

Q1-6 登記（法人の場合）、居住地（個人事業主の場合）が苫小牧市で、店舗は市外だが、対象になるか？

A 個人事業主でも法人でも、苫小牧市内の店舗が対象要件となりますので、市外の店舗については対象外となります。

Q1-7 飲食業の他に小売業の店舗も営んでいるが、どのような判断になるか？

A 苫小牧市内にある小売業の店舗が飲食店営業許可を取得し、北海道の第三者認証制度の認証を取得した場合、給付金の対象店舗となります。

Q1-8 NPO 法人、医療法人、学校法人でも対象となるのか？

A 対象要件をすべて満たす店舗があれば、対象となります。

Q1-9 対象とならない事業者はいるのか？

A 次のいずれかに該当する事業者は、申請の対象外となります。

- ① 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当するもの。
- ② 法人税法別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

Q1-10 大企業が経営する店舗や全国チェーン店の店舗でも対象になるのか？

A 苫小牧市内すべての飲食店が、北海道の第三者認証制度の認証を取得することで、市内飲食店の感染防止対策がしっかり進み、感染拡大のリスクが低いことを市内外にアピールし、安心して多くのお客様に飲食店に訪れてもらうことにより、コロナ禍で大きな影響を受けている市内飲食店の支援に繋げること、また、第三者認証制度の認証取得により、感染再拡大となった場合でも、市内飲食店が受ける時短営業や酒類提供時間短縮の影響を緩和でき、かつ人数制限も緩和される「北海道飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度」が適用される環境を整えることを目的とする給付金なので、事業規模や主たる事業所の住所、法人・個人問わず、対象要件を満たす店舗は給付金の対象となります。

Q1-11 飲食店以外（小売業、宿泊業等）は対象外なのか？

A 飲食店以外の店舗でも、対象要件を満たしていれば、給付の対象となります。

Q1-12 つい数か月前に開店（創業）したばかりだが、給付金の対象になるのか？

A 飲食店営業許可を取得した時期は指定していませんので、開店（創業）時期に関係なく、対象要件を満たしている店舗であれば、給付の対象となります。

Q1-13 売上減少は関係ないのか？

A 売上減少は対象要件に入っていないので、売上の増減幅は関係ありません。

Q1-14 すでに認証を取得しているが対象になるのか？

A 認証を取得した時期に関わらず、対象要件を満たしていれば、給付の対象となります。

2 北海道の第三者認証制度について

Q2-1 北海道の第三者認証を取得するには、どのような手続きが必要か？

A 道内で飲食業の営業許可を受けている事業者が、店舗ごとに申請を行ってください。申請は原則電子申請になります。電子申請ができない場合は、郵送での申請も可能です。詳細は下記をご覧ください。

【電子申請】 <https://do-safety.jp/>



<北海道の第三者認証取得について>

お問い合わせ(制度概要・認証基準の内容)

第三者認証制度コールセンター

電話0570-783-816 受付時間平日 9:00~18:00

Q2-2 第三者認証の取得まで、どのくらい時間がかかるのか？

A 北海道によりますと、申請の受付後、速やかに現地調査の日程について申請者と調整し、おおむね7~10日以内に現地調査を実施しており、認証基準を満たしていることが確認できた場合、その場で認証書を交付しているとお聞きしております。

Q2-3 ホテル内の飲食店や社員食堂は認証を取得できるか？

A 北海道によりますと、第三者認証を取得できる施設は、「飲食業に属する事業者が営む事業用施設で、専ら集客を目的とするもの」となっており、宿泊客以外も飲食ができるホテルの飲食店は認証の対象となりますが、飲食を宿泊客に限るホテルや、社員のみが対象の社員食堂につきましては、第三者認証制度の対象外となるものとお聞きしております。

Q2-4 こども食堂は認証を取得できるか？

A 北海道によりますと、第三者認証を取得できる施設は、「飲食業に属する事業者が営む事業用施設で、専ら集客を目的とするもの」となっており、飲食を地域の子どもなどに限定した「こども食堂」については、第三者認証制度の対象外になるものとお聞きしております。

Q2-5 フードコート内の飲食店は認証を取得できるか？

A 北海道によりますと、フードコートの飲食スペースを管理する者（施設のオーナーなど）の協力が得られる場合、又は、自らが管理することができる飲食スペースを持つ場合は、対象とすることができる可能性があるとのことです。

3 提出書類の内容について

Q3-1 飲食店営業許可書は必要か？

A 北海道の第三者認証制度の認証は、飲食店営業許可がある店舗が要件となっているものであるため、認証書の写しを提出することで飲食店営業許可証がある事がわかるので、必要ありません。ただし、審査の中で必要と判断した場合は、提出を求める場合があります。

Q3-2 法人事業者に全部事項証明書や確定申告の写し等の確認書類は必要か？

A 申請書に記載の法人番号及び北海道の第三者認証データと保健所の飲食店営業許可取得データで法人事業者は確認できるので、必要ありません。ただし、審査の中で必要と判断した場合は、提出を求める場合があります。

Q3-3 過去に市の補助金を申請しているが、省略できる書類はあるか？

A 新たな仕組で行う補助金であり、可能な限り必要最小限の提出書類としていることから、今回は必要書類を揃えていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

4 申請について

Q4-1 申請にはどのような書類が必要か？

A 次の書類について、原則郵送でご提出ください。

- ① 第三者認証取得推奨給付金 申請書兼誓約書（様式第1号）
（市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所9階緊急経済対策給付金室の窓口にて配布しております。）
- ② 北海道の第三者認証の認証書の写し（申請する店舗分）
- ③ 通帳の写し
- ④ 本人確認書の写し【個人のみ】
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等いずれか1点）

<郵送先>

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市 緊急経済対策給付金室 第三者認証取得推奨給付金担当あて

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

Q4-2 申請期間はいつまでか？

A 令和4年12月28日（水）までの受付となっております。郵送での提出については同日の消印有効です。書類がそろわない等、締切に間に合わない事情がある場合は、事前にご相談ください。

Q4-3 電子申請は可能か？

A 電子申請は行っておりません。必要書類を原則郵送で送付願います。申請書兼誓約書は、ホームページから申請書をダウンロードしていただくか、市役所9階緊急経済対策給付金室の窓口にて配布しております。

Q4-4 入金まではどの程度かかるか？

A 書類不備等が無く順調に審査が進んだ場合、受付から10日間程度で入金となります。